

令和8年春季宇部・山陽小野田消防組合火災予防運動実施要綱

1 目的

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とする。

2 防火標語（2025年度全国統一防火標語）

『急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし』

3 実施期間

令和8年3月1日（日）から3月7日（土）までの7日間

4 重点実施事項

（1）地震火災対策の推進

大規模地震発生時には、火災が同時に多くの場所で発生するおそれがあるほか、消火活動が困難になることが予想されるため、大規模な火災に繋がる危険性がある。

二次災害として発生する火災を防ぐため、以下の取組を推進する。

- ア 地震における火災予防の推進を図る。
- イ 感震ブレーカーの普及推進を図る。

（2）住宅防火対策の推進

本消防組合管内では、昨年1年間に131件の火災が発生した。

火災種別でみると建物火災が92件と最も多く、また建物火災のうち、72件が住宅・共同住宅・併用住宅での火災であった。

このような状況を踏まえ、住宅における出火防止や火災の拡大防止対策を徹底し、「逃げ遅れ」による死者の発生を防止するため、以下の取組を推進する。

- ア 住宅用火災警報器の設置の徹底、適切な維持管理の必要性、方法等の具体的な広報及び経年劣化した住宅用火災警報器の交換の推進を図る。
- イ 安全装置が設置された暖房器具、調理器具等の普及促進を図る。
- ウ 電気器具の適切な使用・管理及び電気火災の危険性に係る広報を実施する。
- エ たばこ火災に係る注意喚起広報を実施する。
- オ カーテンやじゅうたんをはじめとする防災品の周知及び普及促進を図る。

（3）林野火災予防対策の推進

林野火災は例年、春先に増加する傾向にあり、火災発生から鎮火までに時間を要し、市街地にも拡大して甚大な被害を及ぼすおそれがある。

本消防組合管内においても、昨年、たき火を原因とする林野火災が発生しているこ

とから以下の取組について推進する。

- ア これからの時期、野焼きや入山者の増加が見込まれるため、林野周辺住民、入山者等の防火意識の高揚を図る。
- イ 林野火災注意報・林野火災警報の的確な発令と巡回広報の実施などを通じて火の使用制限の徹底を図る。
- ウ 林野火災の発生が多い1月から5月までの少雨の時期において、林野における乾燥も鑑みた火の取扱いに関する注意喚起広報を実施する。
- エ 火入れに際して警戒上必要な措置及び手続の徹底を図る。
- オ 林野所有者等に対する林野火災予防措置の指導の強化を図る。

5 推進項目

(1) 防火対象物等における防火安全対策の徹底

- ア 飲食店における防火安全対策を徹底する。
- イ ホテル・旅館等における防火安全対策を徹底する
- ウ 有床診療所・病院等における防火安全対策を徹底する。
- エ 高齢者や障害者等が入居する小規模福祉施設等における防火安全対策を徹底する。
- オ 外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導等に係る取組を推進する。
- カ 直通階段が一つの防火対象物に対する防火管理及び消防法令違反是正指導を徹底する。
- キ 文化財建造物等の防火安全対策を徹底する。
- ク 発電施設における防火安全対策を徹底する。
- ケ 違反のある防火対象物に対する是正指導を推進する。

(2) 製品火災の発生防止に向けた取組の推進

- ア 充電式電池に関する注意喚起広報を実施する。
- イ ガストーチバーナーに関する注意喚起広報を実施する。

(3) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底

本消防組合管内においても、地域のイベントや祭り等の多数の者が集合する催しが多く開催される。そのようなイベント等で火災が発生すると被害が甚大となるおそれがあることから、積極的に現地に赴き、以下の取組を実施する。

- ア 催しを主催する者に対する指導を徹底する。
- イ ガソリン等の貯蔵・取扱いに対する指導を徹底する。
- ウ 火気器具を使用する屋台等への指導を徹底する。
- エ 照明器具の取扱いに係る指導を徹底する。

(4) 乾燥時及び強風時の火災に対する警戒の強化

- ア 住宅密集地等、延焼拡大の危険性が高い地域を中心に火災予防対策や警戒の強化を

図る。

イ 乾燥注意報や強風注意報が発表された場合等において、地域住民に屋外での火の取扱い等について注意を促す等、火災予防広報を実施する。

(5) 放火火災防止対策の推進

ア 「放火火災防止対策戦略プラン」(平成17年1月)(※)を活用した「放火されない環境づくり」を図る。

(※) URL : <https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/suisin/post22.html>

イ ガソリンスタンドにおけるガソリンの容器詰替え販売における本人確認等の徹底を図る。

住宅用火災警報器の維持管理について

★住宅用火災警報器の点検は定期的に★

いざという時に住宅用火災警報器を正常に機能させるために、定期的に点検ボタンを押すなどして作動確認を行いましょう！！

★住宅用火災警報器の交換の目安は10年★

住宅用火災警報器は古くなると、電池切れや機器不良によって正常に動かないことがあります。正常に動かない住宅用火災警報器については交換しましょよう！！